

中核機関の設置と機能充実の必要性 ～基本計画が目指す制度・運用の実現のために～

基本計画が目指す「利用者がメリットを感じる」制度・運用

- 後見人の選任における配慮** …本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任する
- 意思決定支援・身上保護の重視** …意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう後見人を支援する
- 利用開始後における柔軟な対応** …本人の権利擁護を図るため、後見人の交代等を柔軟に行うことを可能にする環境を整備する

中核機関の設置と機能充実の必要性

マッチング機能

…本人を支援する家族や福祉関係者、自治体職員、後見制度に精通した専門職等が、本人の意向、本人の心身や生活の状況等についての情報を共有し、福祉的観点も含めた多角的な検討を行った上で、本人にとって最も適切な後見人候補者を家裁に推薦する

→ **最も適切な後見人の選任**

後見人支援機能

…地域の関係者（チーム）や相談受理機関が継続的に本人と後見人を見守り、後見人からの日常的な相談に対し、適切な相談窓口や専門職につなぐなどの対応を行う

→ **意思決定支援・身上保護を重視した後見活動**

後見人支援機能 + マッチング機能

…チーム等による日常的な見守りを通じて、本人のニーズ・課題の状況や本人と後見人等との関係の変化等を確認し、後見人の交代が必要な場合に、適格な後任者を家裁に推薦する

→ **後見人の柔軟な交代等**

基本計画が目指す「利用者がメリットを感じる」制度・運用は、司法機関である家裁のみによって実現することは困難

全国どの地域に住んでいても、安心して成年後見制度を利用し、メリットを感じられるようにするためには、全ての市区町村に中核機関を設置し、マッチングや後見人支援を含む全ての機能を備える必要がある

中核機関の将来像を見据えた中核機関の設置と機能充実に向けた取組が重要

中核機関の設置の促進について ～都道府県に期待する主導的役割～

裁判所のこれまでの取組

※取組の具体的な内容については〔参考資料〕参照

各家裁 …自治体への個別訪問や協議会等における自治体との意見交換等の様々な方法により、積極的に自治体の取組に協力

- 自治体ごとの制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明
- 基本計画の重要性や取組の必要性・メリット等の説明
- マッチングや後見人支援等における中核機関等と家裁との連携イメージについての説明や意見交換
- 専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力

最高裁 …各家裁が自治体との連携における好取組を共有し、各地の実情に応じた効果的な取組につなげる方策を協議する場を設定

中核機関設置の進捗状況

令和元年7月1日時点で中核機関を設置した市区町村数…**139**市区町村※
全市区町村の**8.0%**にとどまる

※厚生労働省の調査による

取組を通じて見えてきた課題

取組を通じた各家裁の声

- 一部の自治体が単独設置を進めていくと、周辺の小さな自治体を取り残される危惧がある
- 小規模自治体単独では、利用促進機能（後見人の担い手の確保等）や後見人支援機能を備えることが困難
- 各自治体が近隣自治体の動きや県からの働きかけを待っており、自治体間の広域連携に向けた調整が進まない
- 一部の自治体においては、施策のニーズや取組方法が十分に把握されておらず、意見交換会等の開催にとどまっている
→ 次のステップに進むための個別具体的な支援や後押しを必要としている

- ✓ 小規模自治体における中核機関設置に向けた取組（広域連携）の促進
- ✓ 各自治体の取組における課題の把握と、具体的かつ効果的な支援策の検討が必要

都道府県の関与が不可欠

都道府県に期待する主導的役割

- 情報収集** … 管内市区町村の取組の実情に関する情報の収集と取組における課題の把握
- 助言・援助** … 管内市区町村の課題に応じた個別具体的な助言・援助
- 調整** … 広域連携に向けた調整や意見交換の場の設定
- 連携の窓口** … 家裁本庁（管内全体について主導的立場で取組を行う）を含む関係機関との連携や情報共有の窓口

都道府県に対してどのような働きかけや支援を行うのが効果的か？ 取組を促進するための施策として何が必要か？

○ 令和元年度 後見関係事件事務打合せ結果概要（抜粋） 別紙のとおり

令和元年7月3日、最高裁判所において、各高等裁判所の事務局及び民事部の各職員並びに東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の各家庭裁判所の事務局及び事件部の各職員（裁判官を含む。）を参加者とする後見関係事件についての事務打合せを開催した。

別紙は、同事務打合せにおいて意見交換を行った内容のうち、中核機関の設置や、その機能充実に向けた地方自治体等との連携に関する部分を抜粋したものである。

○ 上記事務打合せにおいて配布した最高裁判所作成資料

資料1：中核機関の設置に向けた都道府県との連携

資料2：中核機関の設置に向けた自治体との連携

資料3：市民後見人の積極的な活用に向けた取組

資料4：市民後見人の育成・活用における課題の解消に向けた自治体等と裁判所の連携

資料5：市民後見人の選任と支援態勢の具体例

資料6：中核機関によるマッチングのイメージ

資料7：マッチング機能の充実に向けた裁判所と自治体の連携

資料8：後見人支援機能の整備・充実に向けた裁判所と自治体の連携

中核機関の設置に向けた地方自治体等の取組との連携

1 中核機関の設置に向けた自治体との連携について

家庭局から、市区町村の取組や都道府県による支援等を効果的に後押しするためには、市区町村や都道府県の取組の現状や課題・あい路を把握した上で、その課題等に応じた戦略的・効果的な働きかけは何かということ意識して取り組む必要があること、各庁において積極的に都道府県と連携して情報を共有し、管内の市区町村の取組状況を把握することが重要であること、特に、都道府県には、市区町村の取組に対して段階に応じた支援を行うことや、広域での協議会の実施・調整、裁判所との情報共有の窓口といった役割も期待されるところであり、今後、取組を進める上で、都道府県に対し、市区町村への支援を促す働きかけを行うことが非常に重要である旨説明した。

その後、各庁から、これまで進めてきた取組の状況等について、次のような発言があった。

- 県の取組を後押しするために、専門職団体と連携・協働して県との打合せを繰り返し実施し、県主催の研修会の内容や市町村への働き掛け等について、助言や意見交換などを行った。また、家庭裁判所主導で開催したエリアごとの意見交換会に、県にも参加してもらうこととした。その後、県の方針が決定し、県内を取り残される地域・自治体が生じることのないよう7つの地域に分けた検討会が開催されるに至り、広域連携の議論につなげることを意識した意見交換がされるようになった。全市町村の取組を裁判所がすべて個別に後押ししていくことは困難であり、当初から、県を通じての後押しを中心に行っていく方針とし、県の問題意識や取組に沿って意見交換をし、時には具体的な提案や支援をし、要所で言いたい事を言っていくという形で専門職団体とともに後押ししてきたことが効果的であったと思われる。
- 家庭裁判所委員会に、県の健康福祉部長にも委員として加わってもらい、同委員会において「成年後見制度の利用促進に向けた取組」をテーマとして

取り上げ、意見交換を行った。他の家庭裁判所委員からは、県に対して、「市町村格差なく制度が利用しやすくなるようにしてほしい。」、「各市町村任せでは難しい。県が音頭を取って広域連携に向けた働きかけを行ってほしい。」等の要望等が寄せられ、県の意識や姿勢にも少なからず影響を与えることになったものと思われる。

- 昨年の家事関係機関との連絡協議会において、県内で最も先駆的な取組を進めている自治体担当者から、中核機関設置に向けた取組について熱意あるプレゼンをしてもらった。他の自治体担当者にも参加してもらっていたところ、プレゼンは他の参加者にもよい影響を与えたようである。また、同協議会の議事録を県内全市町村に送付したところ、非常に参考となったとの意見が多数寄せられた。
- 意欲のある県社協と連携して、県の担当部長に対し、福祉と司法の連携、中核機関の必要性について説明するとともに、自治体が参加する県社協主催の協議会等に家庭裁判所も出席し、直接、自治体担当者に働き掛けた。その結果、自治体における取組の重要性についての理解が進み、家庭裁判所とも中核機関等の整備のイメージを共有し、県内をいくつかのブロックに分けた地区協議会やその代表が集う県協議会の開催に至った。
- 県と県社協が主催する数多くの会議に家庭裁判所がオブザーバーとして参加し、直接「顔の見える」働き掛けを継続し、統計資料の提供や、基本計画の推進の重要性の説明を繰り返した。県と県社協が同じ会議に同席し、同じ説明、質疑応答を共有したことで、より大きな効果があり、県と県社協の足並みがそろうことで、市町村に加えて市町村社協も協議会等に参加するようになり、認識の共有や一体的な取組につながった。
- 先進的な取組を進めている自治体がある一方で、取組が進んでいない自治体も多くある状況を踏まえ、本庁管内の全市町村に家事関係機関連絡協議会に参加してもらった。市町村によっては取組への温度差もあり、また、必ず

しも先進的な取組を進めている自治体が参考となる良いモデルとして捉えられていない面もあるようであった。裁判所と専門職団体は、都道府県レベルでリードして取組を進めることが重要であると考え、その旨を伝え続けている。目下、管内自治体を4ブロックに分けて連携を進める構想が実務担当者レベルで想定されているため、裁判所も継続的に協議の場を設け、後押しをする予定である。

- 市の後見関係の担当部署が複数の課にまたがっており、裁判所との関係での対応窓口も定まらず、各担当者からも熱意ある対応は得られない状態であったところ、部総括判事が関係者から紹介を受けて市の担当部長を訪問し、その会談をきっかけに、市の担当窓口が一本化され、条例の制定や中核機関設置に向けた審議会の設置にもつながった。
- 家庭裁判所と市の担当者が「顔の見える」関係を構築するため、市との連絡会を定例化させたところ、裁判所側も徐々に市側の事情や取組停滞の原因・課題を把握できるようになった。当初、市は連絡会の定例化に消極だったが、話題事項がなければ短時間の会合としても良い前提で次回期日を決めて継続するようにし、定期的を開催するうちに、市の担当者から要望や課題、相談を持ち掛けられるようになり、建設的な意見交換ができるようになった。

2 市民後見人の積極的な活用に向けた取組

家庭局から、基本計画においては、市民後見人の研修・育成・活用を進めることが指摘されているが、現状としては、市民後見人の育成も活用も十分とは言い難い状況にあることを確認した上で、市民後見人の育成・活用における課題（自治体等において、どのような育成・支援が必要か分からない、裁判所において、どのような育成・支援がされているか把握できていないなど）と、それを解消するために自治体と協議して連携していく必要があること及び市民後見人の選任と支援態勢の具体例（資料5）を説明した。併せて、市民後見人の選任や支援体制の整備に関するアプローチは、今後、中核機関によるマッチン

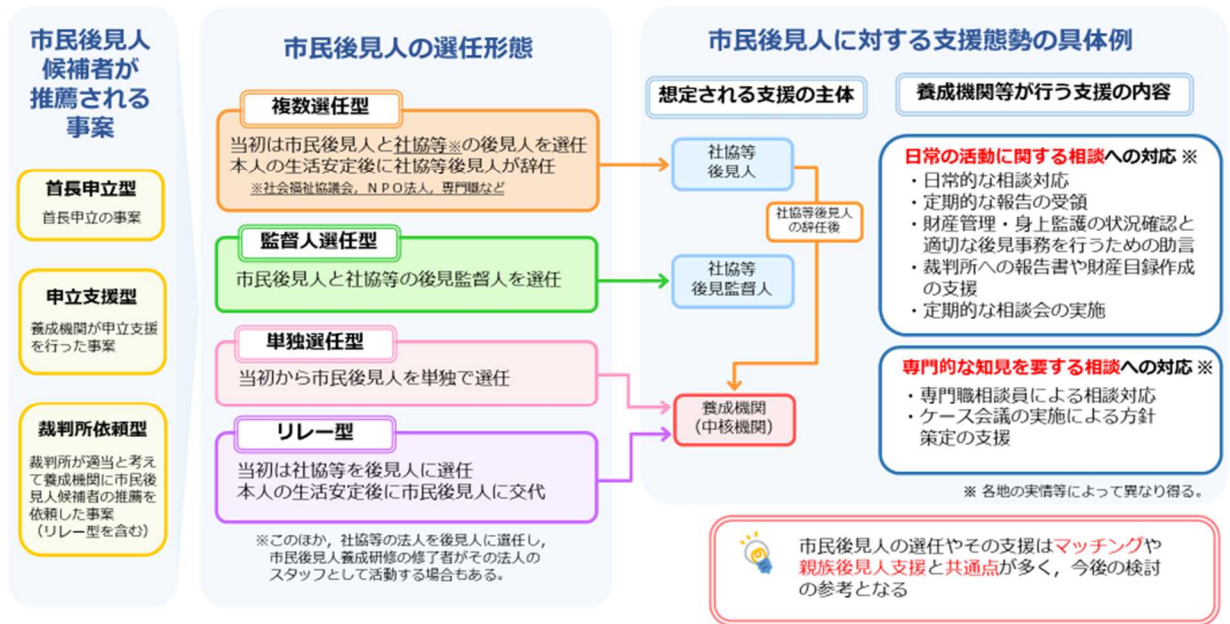
グ機能及び後見人支援機能の充実を図っていく上でも参考になると考えられることも説明した。

その後、各庁から、市民後見人の育成や活用に向けた取組等について、次のような発言があった。

- 市民後見人養成研修等に書記官を講師として派遣するとともに、養成機関内部の会議にもオブザーバー参加している。市民後見人の支援については、中核機関の態勢が整っているが、中核機関においても判断がつきにくい事柄については、中核機関の担当者と後見人が一緒に裁判所に相談する枠組みが構築され、活用されている。
- 市社協との間で協議を行い、市民後見人を選任するために必要な体制づくり（養成講座の内容、講座終了から名簿登録・選任までの流れ、選任後のバックアップ態勢等）について認識共有することができた結果、第1期市民後見人候補者名簿への登録式が行われ、市民後見人が選任されるに至った。
- 家庭裁判所内部で、市民後見人の選任の在り方を検討するとともに、自治体に対し、裁判所として、市民後見人選任のために必要と考える市民後見人に対する研修や継続的サポート等の体制整備について具体的にその内容を伝え、積極的に市民後見人を選任する意向を表明したところ、自治体からは大変好評であり、市民後見人の活用につながりそうである。
- 市民後見人の養成をしても、活用される事例が少ない要因として、市民後見人への支援体制が整っていないことが挙げられる。これを解消するには、地方自治体や中核機関等との間で、裁判所における監督と中核機関や養成機関等による支援についての役割分担について整理し、認識を共有する必要があると考えられる。

【資料5】

市民後見人の選任と支援態勢の具体例



※ この具体例は一つのイメージであり、必ずしもすべての要素を満たさないといけないというのではなく、各地の実情によって異なり得るものである。

3 マッチング機能の充実に向けた裁判所と自治体の連携

家庭局から、マッチングの目的は本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することにあるため、今後、自治体との間で中核機関によるマッチング機能の充実に向けた協議を行う際にも、本人にとって最善のマッチングを行うためにはどのような体制を整備すればよいかという視点が重要となる旨説明した。また、資料6を紹介しつつ、体制整備にあたっては、まず裁判所と自治体との間でマッチング及びその後の後見人等の選任について具体的なイメージを共有した上で、裁判所としても、中核機関が適切にマッチングを行うことができるようにするための体制整備や円滑な運用に向けた協力を行っていく必要がある旨説明した。

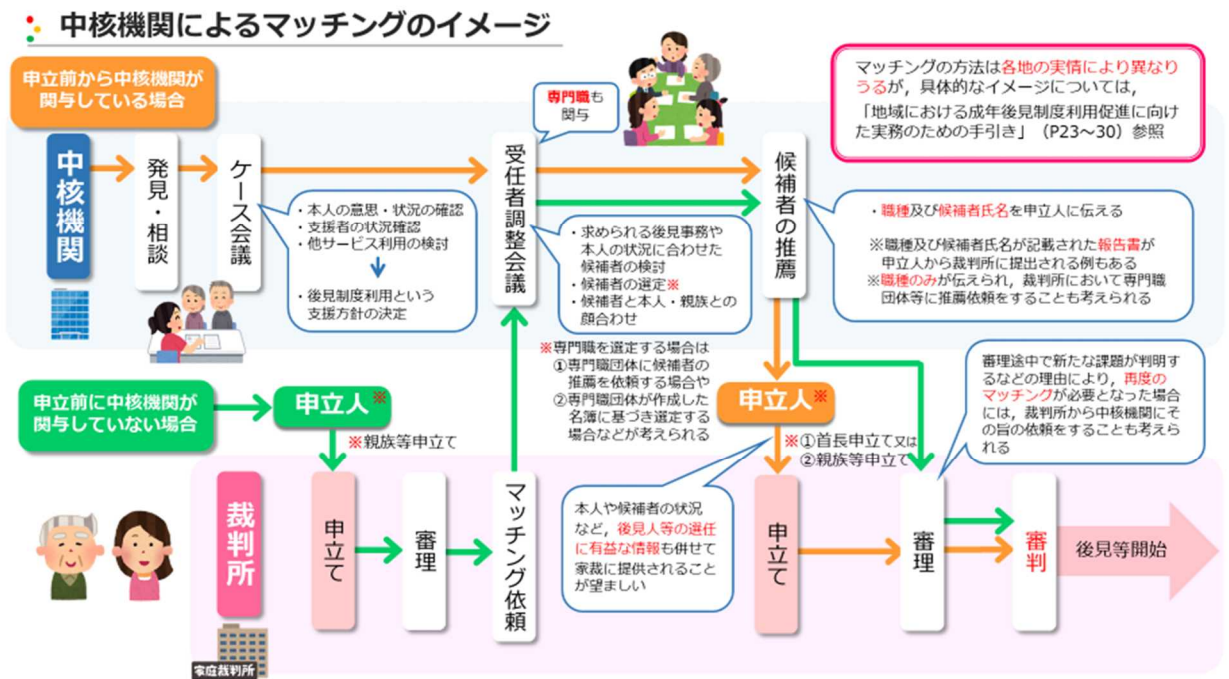
その上で、マッチング機能の充実に向けた取組状況等について、各庁からは次のような発言があった。

- 県の働き掛けによって、専門職等で構成された「権利擁護支援センター」が設置され、同センター、市及び市社協を構成員とした受任者調整会議にお

いて、市長申立事案や同センター又は市社協が申立支援を行った事案についてマッチングを行っている。今後、対象の地域を広げるため、当該市以外の居住者でも、同センター等による申立支援を受けないまま家庭裁判所に申立ての相談に来た事案について、各町等の地域包括支援センターを紹介することで、地域包括支援センターを経由して当該権利擁護支援センターでのマッチングを受けられるように仕組み作りのための協議を行っている。

- 市社協が後見人等について職種の推薦という形でマッチングを行っているところ、市社協による申立支援を受けずに家庭裁判所に申立ての相談に来た事案についても、市社協を紹介し、市社協において後見人等の職種の推薦をしてくれる仕組みができています。

【資料 6】



※ 先進的な自治体において現在行われているマッチングの方法等の流れをイメージとして図示したものである。

4 後見人支援機能の整備・充実に向けた裁判所と自治体の連携

家庭局から、後見人支援機能の充実にあたっては、中核機関が担うべき後見人支援機能の具体的な内容について自治体との間で認識の共有を図る必要があ

るが、親族後見人は成年後見制度や法律・福祉の専門的知見を持っておらず、適切に後見事務を行ってもらうためには支援を要するという点で市民後見人と同様であり、まずは、市民後見人に対するバックアップの具体的な内容を前提に、自治体との間でイメージを共有することが有益である旨説明した。また、地域によっては、既に中核機関が設置され、後見人に対する支援を行っているところもあるが、その内容としては、日常的な相談対応が中心であるのが現状であり、今後、更なる機能充実に向けて、チームでの見守りや専門職が協力できる体制作り、親族後見人を中核機関へとつなぐための体制作り、中核機関との情報共有の具体的方法などについて、これを実現するための課題を整理し、協議を行う必要がある旨説明した。

その上で、後見人支援機能の整備・充実に向けた自治体との連携状況等について、各庁からは次のような発言があった。

- 昨年家事関係機関との連絡協議会において、参加した関係機関に対し、家庭裁判所に寄せられる後見人からの相談内容をまとめた資料を配布し、裁判所が行う監督と地域に求める支援について、事例を踏まえて説明した。今年度も、実際の相談事例を一般化した上で、後見人の裁量の範囲や、望ましい支援の在り方について事例検討方式で意見交換をする予定である。
- 県内の中核機関から、事例方式でマッチングと後見人支援について協議したいとの申出を受けて意見交換会を行ったところ、裁判所の視点と福祉行政の視点の違いが具体的に分かり実のある意見交換ができ、非常に有益であったことから、今後、他の自治体や中核機関等とも同様の協議を行う予定である。また、協議においては、取組がまだ進んでいない市区町村にも参加してもらい、先々、このような支援が必要だということを見てもらうことも有益と考え、広く声を掛けることとした。改めてマッチングと後見人支援は、選任・監督と二段階で一体であり、切り離せない問題であると感じている。
- 都道府県社協が後見人支援を含む新たな仕組みを約1年掛けて策定したが、

策定に当たっては、家庭裁判所も意見交換を重ねるなどして協力した。新たな仕組みが策定されることとなったのは、継続的に意見交換を行ったり、年3回程度開催される現場の各社協や自治体職員が参加するテーマ別研究会議に家庭裁判所から裁判官や書記官がオブザーバーとして参加し、後見人の選任についての裁判所の考え方を説明したり、相談対応について中核機関に期待していることを伝えるなど、折に触れて家庭裁判所から発信したことも大きかったと感じている。

中核機関の設置に向けた都道府県との連携



都道府県による取組の重要性

都道府県に期待される役割

都道府県が市区町村に対し支援を行うことにより広域連携を含めた中核機関設置に向けた取組が促進される

- 厚労省や裁判所との連携や情報共有の窓口
- 管内の制度利用者のニーズや取組状況を把握
- 広域での協議会の実施や調整
- 各自治体の取組段階に応じた個別具体的な支援

都道府県による積極的な支援の具体例

- ・県の担当者が各市区町村において行われる意見交換会等に参加
- ・市区町村の取組状況に応じた分科会を開催し、段階に応じた働きかけ
- ・取組が進まない市区町村に対し、具体的な方策を検討し、重点的に支援
- ・県が積極的に予算を確保
- ・市区町村へのアドバイザー派遣

都道府県の取組における課題

都道府県の取組を促進するための裁判所の働きかけ

課題1 利用促進法や基本計画の意義に係る認識

目標 中核機関設置の必要性や重要性について理解を得る

具体的には…

- ・基本計画は義務規定ではないとの認識
- ・取組の主体は市区町村であるとの認識

取組例

- ・県庁等への訪問や、都道府県が参加する協議会等において講義や説明を行う
- ・家庭裁判所委員会の委員として県の福祉担当部長を迎え、中核機関設置等をテーマとして意見交換 ※「家庭裁判所委員会」家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるために家庭裁判所に置かれた委員会
- ・所長や担当部総括裁判官が県の福祉担当部長との間で中核機関の重要性につき、認識共有
- ・裁判所主催の専門職団体との意見交換会に所長や担当裁判官も出席し、県及び県社協にも毎回参加してもらい、現状やニーズに関する情報共有や意見交換を行う

課題2 担当者の姿勢

目標 積極的な関与を働きかける

具体的には…

- ・他の施策の優先
- ・社協や専門職団体等との連携不足

取組例

- ・先進的な取組を行っている他の都道府県の情報を提供する
- ・裁判所から都道府県に対し協力の意欲を伝える（例：都道府県開催の協議会への参加）
- ・取組に前向きなキーパーソンを探し、例えば県社協や専門職団体などと協力して働きかける
- ・所長が着任時に知事を訪問するなど、積極的な連携の姿勢を示す

中核機関の設置に向けた自治体との連携

自治体等に対する裁判所の取組例

課題1

- 後見制度や裁判所の役割，利用促進法・基本計画の意義についての認識共有

取組

- 自治体に参加する協議会又は裁判所が自治体を訪問した際などに制度や利用促進法・基本計画等について講義や説明を実施
- 庁舎見学や庁内での説明を実施
- 頻回（月1回程度等）な連絡会を開催し，近隣市の状況や今後の取組課題等について意見交換や話題提供等を行う

課題2

- ニーズやメリットについての認識共有
基本計画の実施に当たる担当課が定まっていない（複数の課にまたがっている）

取組

- 所長，部総括裁判官，裁判官，首席書記官，総務課長などが県庁や市役所等を訪問し，知事や担当部長，課長に対し，市区町村別利用者数（ニーズ）や取組の必要性・メリットなどを説明

説明の際のポイント：成年後見制度利用の具体的なニーズや中核機関整備のメリットを具体的に示す
 成年後見制度利用のニーズの具体例 … 認知症や知的障害・精神障害等により虐待や消費者被害を受けた方，セルフネグレクトの方など
 中核機関整備による自治体のメリットの具体例 … 地域における権利擁護の実現など

課題3

- 他の自治体より先行して取組を進めることの負担

取組

- 複数の市区町村が参加する協議会を実施し，担当者間で意見交換をする場を設ける
- 都道府県に対し市区町村の取組推進のための支援の重要性を説明し，協力を要請

自治体等における成果例

成果

- 中核機関設置の必要性や重要性の理解が深まる



実情把握のための情報収集
 予算や国からの補助金確保

成果

- 担当課や窓口を定めて取組を進める必要性について理解が進む



自治体の窓口が一本化される

成果

- 情報提供や連携の深まりにより取組への負担が軽減される



県主催のブロック単位での協議開始
 市民後見人養成の取組開始

自治体等に対する裁判所の取組例

課題4 ○ 中核機関設置の具体的なイメージの共有

- 取組**
- 県や県社協主催の比較的小規模な連絡協議会やエリア別の権利擁護担当者の意見交換会などにオブ参加し、家裁と中核機関の連携イメージなどについて説明
 - 取組に前向きな担当者等をキーパーソンとして働きかけを行い、裁判所として積極的に協力する姿勢を示す
 - 裁判所と専門職団体の協議に県も参加してもらい、市区町村への支援策等を検討

課題5 ○ 自治体のみで取組を進めていくことへの不安

- 取組**
- 協議会などに県と県社協、市と市社協双方の出席を求める（裁判所が架け橋となる）
 - 自治体、社協、専門職団体、裁判所での意見交換会等を定期的に実施し、県と市区町村の連携状況、市民後見人の選任スキーム等、様々な内容を協議

課題6 ○ 裁判所と自治体の連携、自治体間（県と市など）の連携が十分ではない

- 取組**
- 自治体の訪問や自治体主催の会議への参加などで頻繁な交流を重ねる
 - 市区町村の要望をとりまとめて県や他機関等に提供する（つなぎ役）
 - 県を通じて市区町村に統計資料などを提供

自治体等による成果例

成果 ○ 中核機関の機能や家裁との連携について具体的なイメージを共有



小規模自治体においても、中核機関のもととなる機関が設置される

成果 ○ 自治体と社協の連携が強化され自治体の不安も解消される



県と県社協による市区町村を対象とした連絡協議会の開催
市と市社協による研究会の開催

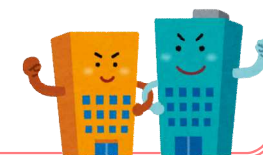
成果 ○ 連携や議論が円滑となる



県が市区町村対象の協議会を主催
裁判所が各自治体の課題を把握し今後の取組を検討しやすくなる

取組例から学ぶポイント

- ✓ 顔が見える関係の構築
- ✓ キーパーソンへの働きかけ
- ✓ ニーズやメリットの具体的な説明
- ✓ 協議会等の活用
- ✓ 社協等の関係団体と自治体とのつなぎ役
- ✓ 所長・部総括（上席）・担当裁判官の積極的な関与



市民後見人の積極的な活用に向けた取組

【資料3】

基本計画における指摘

… 市民後見人の研修・育成・活用

「市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきたが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。」

市民後見人の育成と活用の現状

- 家庭裁判所50庁のうち当該年に市民後見人を選任した庁の数



- 市民後見人養成市区町村数 **421** (平成30年3月末時点)
- 市民後見人の登録者数 **6199**人 (平成30年3月末時点)
- 家裁の市民後見人選任件数 **320**人 (平成30年1月～12月)

↓
市民後見人の登録者数に対する
家裁の市民後見人選任件数 約 **5.2%**

- 市民後見人が育成されていない
- 育成されていても十分に活用されているとはいえない

市民後見人の育成・活用をより進めるためには？



市民後見人の育成・活用における課題

育成

- 自治体等において、どのような育成（名簿登録まで）をすれば良いかが分からない
- 裁判所において、どのような育成（名簿登録まで）がされているか把握できていない

活用

- 自治体等において、どのような事案で市民後見人が選任されるのか分からず推薦ができない
- 自治体等において、どのような支援が必要か分からない
- 裁判所において、どのような支援がされるか把握できていない

自治体等と裁判所の連携が必要





育成

市民後見人養成研修の内容の把握や研修プログラム策定への関与

- ・市民後見人養成研修プログラムの策定に家庭裁判所が関与し、知見を提供する
- ・裁判所から講師を派遣し、成年後見制度や後見人の業務に関する講義を行う

養成研修修了者へのフォローアップについて自治体と協議

- ・後見事務の実務経験や研修後の活動の場についての体制整備の提案（法人の後見支援員等として活動し経験を積む）
- ・研修修了者の知識向上やモチベーション維持を目的としたフォローアップ研修の提案

候補者名簿登録の条件について自治体等と協議

- （条件の例）
- ・研修終了後、一定期間、後見人受任機関のもとでの実務経験を要件とする
 - ・フォローアップ研修の受講を義務化



活用

選任イメージについて自治体等と協議

市民後見人の選任に適した事案を検討する際の一般的な考慮要素の例

- ・流動資産額が多額ではない
- ・親族等の後見人候補者がいない
- ・自傷他害のおそれがない
- ・収支が安定している
- ・本人への虐待や権利侵害がない
- ・福祉的援助について緊急性がない
- ・債務超過ではない
- ・親族間の紛争がない

支援態勢の整備について自治体等と協議

市民後見人への支援態勢の例 ※（資料5を参照）

※ 各地の実情等によって異なり得る

- ・社会福祉協議会等を後見監督人に選任
- ・社会福祉協議会等による助言・指導（市民後見人は活動報告書を提出）
- ・弁護士等による相談会の実施
- ・損害賠償保険への加入



市民後見人の選任と支援態勢の具体例

【資料5】

市民後見人候補者が推薦される事案

首長申立型

首長申立の事案

申立支援型

養成機関が申立支援を行った事案

裁判所依頼型

裁判所が適当と考えて養成機関に市民後見人候補者の推薦を依頼した事案
(リレー型を含む)

市民後見人の選任形態

複数選任型

当初は市民後見人と社協等※の後見人を選任
本人の生活安定後に社協等後見人が辞任
※社会福祉協議会, NPO法人, 専門職など

監督人選任型

市民後見人と社協等の後見監督人を選任

単独選任型

当初から市民後見人を単独で選任

リレー型

当初は社協等を後見人に選任
本人の生活安定後に市民後見人に交代

※このほか、社協等の法人を後見人に選任し、市民後見人養成研修の修了者がその法人のスタッフとして活動する場合もある。

市民後見人に対する支援態勢の具体例

想定される支援の主体

社協等
後見人

社協等後見人の
辞任後

社協等
後見監督人

養成機関
(中核機関)

養成機関等が行う支援の内容

日常の活動に関する相談への対応 ※

- ・ 日常的な相談対応
- ・ 定期的な報告の受領
- ・ 財産管理・身上監護の状況確認と適切な後見事務を行うための助言
- ・ 裁判所への報告書や財産目録作成の支援
- ・ 定期的な相談会の実施

専門的な知見を要する相談への対応 ※

- ・ 専門職相談員による相談対応
- ・ ケース会議の実施による方針策定の支援

※ 各地の実情等によって異なり得る。



市民後見人の選任やその支援はマッキングや親族後見人支援と共通点が多く、今後の検討の参考となる

中核機関によるマッチングのイメージ

【資料6】

申立前から中核機関が
関与している場合

中核機関

発見・相談

ケース会議

- ・本人の意思・状況の確認
 - ・支援者の状況確認
 - ・他サービス利用の検討
- ↓
- ・後見制度利用という支援方針の決定

専門職も
関与



受任者調整会議

- ・求められる後見事務や本人の状況に合わせた候補者の検討
- ・候補者の選定※
- ・候補者と本人・親族との顔合わせ

候補者の推薦

マッチングの方法は各地の実情により異なるが、具体的なイメージについては、「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(P23~30) 参照

- ・職種及び候補者氏名を申立人に伝える
- ※職種及び候補者氏名が記載された報告書が申立人から裁判所に提出される例もある
- ※職種のみが伝えられ、裁判所において専門職団体に推薦依頼をすることも考えられる

申立前に中核機関が
関与していない場合

申立人※

※親族等申立て

- ※専門職を選定する場合は
- ①専門職団体に候補者の推薦を依頼する場合や
- ②専門職団体が作成した名簿に基づき選定する場合などが考えられる

申立人※

- ※①首長申立て又は
- ②親族等申立て

審理途中で新たな課題が判明するなどの理由により、再度のマッチングが必要となった場合には、裁判所から中核機関にその旨の依頼をすることも考えられる

本人や候補者の状況など、後見人等の選任に有益な情報も併せて家裁に提供されることが望ましい

裁判所

申立て

審理

マッチング依頼

申立て

審理

審判

後見等開始

家庭裁判所



マッチングの目的

基本計画における指摘

- ✓ 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める
- ✓ 本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任するための方策を検討する

マッチング機能充実にに向けた取組

- ①中核機関等と家庭裁判所との**選任イメージの共有**
- ②中核機関がマッチングを行うための**体制整備への協力**

①選任イメージの共有 …適切な後見人候補者が推薦されるよう、中核機関との間で選任イメージを共有する

検討のプロセス

- 後見人等の選任イメージを裁判所内で検討する
どのような事案でどのような後見人等を選任することが適切かについて、裁判所内で検討する
- 後見人等の選任における一般的な考慮要素や選任イメージを中核機関等と共有する
裁判所が考える後見人等の選任イメージや一般的な考慮要素について、中核機関等と意見交換するなどして認識を共有する
- 選任結果についてフィードバックを行い、選任イメージの齟齬を解消する
中核機関が推薦した候補者を選任しなかった理由について、中核機関と共有するためのフィードバックを行う
(事案を抽象化したり、架空の事案を設定した上で、選任イメージについて意見交換を行うなどの方法が考えられる)

②体制整備への協力 …中核機関が適切にマッチングを行うことができるようするための体制整備や円滑な運用に向けた協力

取組例

- 中核機関等におけるマッチングのニーズ把握 → 裁判所から統計資料を提供する
- 受任者調整会議への専門職の関与 → 裁判所から専門職団体に対し、受任者調整会議への参加を促す
- 親族申立事案へのマッチング実施の拡大 → 申立人や本人に中核機関への相談を促し、親族及び本人を中核機関へつなぐ

● 後見人支援機能の整備・充実にに向けた裁判所と自治体の連携

【資料8】

「基本計画」が中核機関に求める後見人支援機能

- ・親族後見人や市民後見人等からの**日常的な相談に応じる**
- ・後見人、親族、福祉・医療・地域の関係者が**チーム**となって**日常的に本人を見守り**、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する**体制作り**
- ・専門的知見が必要である場合に、チームや本人を支援するために**専門職団体の協力を得られる仕組み作り**
- ・意思決定支援・身上保護を重視した**後見活動**が行われるよう支援
- ・家庭裁判所において後見人の交代等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて**家庭裁判所と情報を共有**

「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」（P31～36）や市民後見人に対するバックアップの内容が支援の在り方の具体的なイメージを考える上で参考となる

中核機関による後見人支援の現状

- ・随時の相談対応
- ・定期的な**親族後見人相談会**の開催（講義、情報交換会、相談対応）
- ・親族後見人の**報告書の作成支援**
- ・相談内容に基づき**専門職や行政サービスを紹介**

現状においては、日常的な相談への対応が中心

↓
基本計画が求める後見人支援機能の充実にに向けた連携を行う必要性あり

後見人支援機能の整備・充実にに向けた自治体との取組例

- | | |
|-------------------------|--|
| 日常的な相談対応 | …裁判所による監督と中核機関による支援との役割分担についてのイメージ共有に向けた意見交換
家裁に寄せられた相談事例の件数や内容、家裁が行っている対応方法等の情報提供
情報提供した事例等を用いた、役割分担のイメージ共有に向けた意見交換 |
| チームでの見守りや
専門職協力の体制作り | …中核機関・自治体・専門職団体・裁判所が参加し、親族後見人支援について協議 |
| 後見人への中核機関
等の窓口紹介 | …中核機関等のパンフレットを窓口等に設置し、後見人に交付
福祉等の知見を要する課題がある事案において、中核機関等の相談窓口を紹介 |



いまだ不十分な中核機関の機能の在り方や中核機関との情報共有の在り方等について課題を整理し協議していく必要性あり